



## お支払いする場合

- ご加入から5年経過後に自殺したケース。



## お支払いできない場合

- ご加入から半年経過後に自殺したケース。
- 失効したご契約を復活した日から半年経過後に自殺したケース。

### 解説

- 被保険者が責任開始日（復活が行なわれた場合は復活の責任開始日）から3年以内に自殺によって亡くなられた場合、死亡保険金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、死亡保険金はお支払いできません。

ただし、精神の障害によって心神喪失<sup>しんしんそうしつ</sup>の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかった場合、死亡保険金などをお支払いすることがあります。



ご契約の時期や内容により自殺免責期間（1年～3年）は異なります。  
必ずご契約内容をご確認ください。